

公募型プロポーザルの実施（公告）

文化観光拠点施設を中核とした長崎県文化観光ガイドブック制作業務の委託候補者を選定するため、公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和6年4月26日

長崎県知事 大石 賢吾

1 業務概要

- (1) 業務の名称 文化観光拠点施設を中核とした長崎県文化観光ガイドブック制作業務
- (2) 業務内容 別添募集要領による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

2 プロポーザルに参加する者の資格要件

- (1) 長崎県内に本店又は支店（営業所を含む）を有する法人であること。
- (2) 指定する期日までに公募型プロポーザル参加申込書（別紙様式1）及び関係書類を提出し、参加資格審査を受けて、プロポーザル参加資格を得ること。

3 プロポーザルに参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 次のアからキまでのいずれかに該当する事実があった後3年間を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後3年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 提出書類及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 業務執行に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この公告から見積執行期日までの間において、指名停止又は指名除外の措置を国又は地方自治体から受けている者又は受けることが明らかな者
- (7) 参加申込書の提出期限の日及び見積執行期日以前6か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた

事実がある者

- (8) 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75条）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更正法（平成14年法律第154条）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (9) この公告の日から見積執行の前日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

4 関係資料の配布場所、期間及び方法

公告及びプロポーザル募集要領等の関係資料は、次に示す長崎県のホームページに令和6年5月17日（金）まで掲載して配布する。

<https://www.pref.nagasaki.jp/object/nyusatsu-chotatsu-joho/gyomuitaku/index.html>

5 参加申込の方法等

プロポーザルに参加したい事業者は、参加申込書（別紙様式1）及び関係書類を次により提出すること。

- (1) 提出方法 持参、郵送（書留）又は電子メール（押印したものをPDF形式で送信し、原本は後日郵送すること。）とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。
- (2) 提出先 10に定める機関
- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出期間 令和6年4月26日（金）から令和6年5月17日（金）までの間（県の閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（提出期限までに必着）

6 参加者の資格審査

参加申込者から提出のあった参加申込書及び関係書類を確認し、確認次第、結果をメールにて申込者へ通知する。

7 企画提案書の提出方法等

参加資格を満たす者は、別添の募集要領により、企画提案書及び関係書類を次のとおり提出すること。

- (1) 提出方法 持参又は郵送（書留）とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。
- (2) 提出先 10に定める機関
- (3) 提出部数 8部（正1部、副7部）
- (4) 提出期限 令和6年6月5日（水）午後5時

8 企画提案書の審査

提出された企画提案書及び関係書類について、文化観光拠点施設を中核とした長崎県文化観光ガイドブック制作業務委託に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定する。

9 契約の締結

審査の結果、最優秀提案者を決定したときは、県はあらためて業務仕様書を作成し、長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）の規定により、最優秀提案者と本委託業務についての契約締結の交渉（見積執行）を行う。なお、当該提案者との契約が成立しない場合には、次点となった提案者と契約締結の交渉を行う。

10 プロポーザルに関する事務を担当する機関の名称等

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県 文化観光国際部 文化振興・世界遺産課

（電話）095-895-2768 （FAX）095-829-2336 （MAIL）bunkakanko@pref.nagasaki.lg.jp

11 その他

- （1）手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位等は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- （2）この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- （3）本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令及び長崎県財務規則によるものとする。